

委 託 業 務 処 理 要 領

除排雪業務の処理については契約書によるほか、この要領によるものとする。

- 1 平日の除雪については、特に業務担当員から指示のある場合を除き、午前8時までに、別添図面の箇所を車両の通行及び駐車又は歩行に支障のない状態にすること。
ただし、積雪が15 cm未満のときを除く。
また、排雪については、業務担当員の指示があった場合にのみ実施することとし、市町村の指定する場所に捨てること。
- 2 随時又は休日等に除排雪を行うときは、業務担当員の指示によるものとする。
- 3 勤務中の事故防止については十分注意し、支障物件等については業務担当員の指示を受けるものとする。
- 4 除排雪業務を行ったときは、作業終了後速やかに、作業日報とタコグラフ記録の写し等の作業実績を確認できる書類等を合わせて提出し、業務担当員の確認を受けること。
- 5 その他、契約書及びこの要領に定めのない事項については、業務担当員の指示を受けること。